

## 2回目以降の更新対象者

### 平成27年度介護支援専門員更新研修（実務経験者）開催要綱

#### 1. 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

#### 2. 主催

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団（LL財団）

#### 3. 対象者

介護支援専門員の資格取得後、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（又は実務経験者の更新研修）を修了し、初回の介護支援専門員証の更新をした方。その後、最新の有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事している方又は従事していた経験を有する方（以下「実務経験者」という）で、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する方。

#### 4. 留意事項

- ①更新研修においては介護支援専門員としての実務経験の多寡は問いません。（「実務経験」については、別紙参照）ただし、現任でなおかつ介護支援専門員証の最新の有効期間内に3年以上の実務経験のある方は、専門研修課程Ⅱを受講して下さい。
- ②実務経験期間は、最新の有効期間（初回の更新後の有効期間です）の間で、研修の前日までに何年従事したかを実務経験期間として算定して下さい。
- ③介護支援専門員の資格取得後、**専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（又は実務経験者の更新研修）を修了し**、初回の介護支援専門員証の更新の申請及び交付を受けられた方で、最新の有効期間内における実務経験者は、更新研修（専門研修課程Ⅱ同様の内容）20時間の研修を受講し修了することで更新の手続きができます。
- ④最新の有効期間内に介護支援専門員専門研修・専門研修課程Ⅱを修了されている方は、別途更新研修を受講する必要はありません。（開催要綱9.（3）へ）
- ⑤介護支援専門員の資格取得後、**実務未経験の更新研修を修了し初回の介護支援専門員証の更新をされた方**、又は**再研修を修了し介護支援専門員証の交付を受けた方**で、最新の有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事している方又は従事していた経験を有する方（以下「実務経験者」という）は、『初回更新対象者』に該当しますので、『初回更新対象者』の更新研修開催要綱で研修のお申し込みをお願いします。
- ⑥介護支援専門員の資格取得後、**実務未経験の更新研修を修了し初回の介護支援専門員証の更新をされた方**、又は**再研修を修了し介護支援専門員証の交付を受けた方**で、最新の有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事したことがない方（以下「実務未経験者」という）は、『実務未経験者』に該当しますので、『実務未経験者の更新研修開催要綱』で研修のお申し込みをお願いします。
- ⑦有効期間満了日後、実務に就く予定がない等で更新を希望されない方は、更新研修を受講する必要はありません。
- ⑧有効期間満了日までに更新研修を修了し、介護支援専門員証の更新の手続きをしないと、有効期間満了後は、介護支援専門員の実務に従事することができなくなります。しかし、再研修を受講し、研修修了後、介護支援専門員証の交付申請を行い、新たな有効期間の介護支援専門員証の交付を受けることで、実務に就くことができます。ただし、交付を受ける前に実務に就きますと登録が取り消されますのでご注意ください。
- ⑨**万が一実務経験者が、実務未経験の更新研修を受講した場合、または実務未経験者が実務経験者の更新研修を受講した場合は、研修を修了されても受講そのものが無効となり、介護支援専門員証の更新の続きができませんので、十分ご注意ください。**

※介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方を「実務未経験者」という。

#### 5. 研修期日・会場

(2回目以降の実務経験者)			
	期 日	会 場	定 員
1組	平成27年 6月18日(木)～6月20日(土)	中央シルバーエリア	80名
2組	平成27年 7月30日(木)～8月1日(土)	中央シルバーエリア	80名
3組	平成27年 8月27日(木)～8月29日(土)	中央シルバーエリア	80名
4組	平成27年 9月18日(金)～9月20日(日)	中央シルバーエリア	80名

※受講希望者が多数の場合は、会場の変更等あります。受講決定通知書をご確認ください。

※変更があった場合には、LL財団ホームページでも掲載いたします。

※更新研修（2回目以降の実務経験者）と専門研修課程Ⅱは同時開催となります。

6. 研修日程・内容

1組・2組・3組・4組共通

更新研修（2回目以降の実務経験者）

8:45	9:15	9:30	12:30	13:15	15:15	18:15
1日目	受付	開会	介護支援専門員の課題①	昼食・休憩	介護支援専門員の課題②	サービス担当者会議演習

9:30	12:00	13:00	17:00
2日目	「居宅介護支援」事例研究 「施設介護支援」事例研究	昼食・休憩	「居宅介護支援」事例研究 「施設介護支援」事例研究

9:30	12:00	13:00	17:00
3日目	「居宅介護支援」演習 「施設介護支援」演習	昼食・休憩	「居宅介護支援」演習 「施設介護支援」演習

研修内容		時間	研修事項
1日目	介護支援専門員の課題①	3 H	介護サービスとケアマネジメントの課題を踏まえ、介護支援専門員の基本姿勢を再確認する。
	介護支援専門員の課題②	2 H	ケアマネジメントに対する理解・認識を深める。
	サービス担当者会議演習	3 H	サービス担当者会議の運営方法、職種間の連携方法に習熟する。
2日目	「居宅介護支援」事例研究	6.5 H	自立支援、利用者本位の観点に基づく居宅ケアプラン作成の視点・方法を学ぶ。
	「施設介護支援」事例研究	6.5 H	自立支援、利用者本位の観点に基づく施設ケアプラン作成の視点・方法を学ぶ。
3日目	「居宅介護支援」演習	6.5 H	作成した居宅ケアプランを持ち寄り、相互に意見交換しながら、支援困難事例を含む多様なケースを課題分析し居宅ケアプランの作成に習熟する。モニタリング、再アセスメント、居宅ケアプラン変更の課程を学ぶ。サービス担当者会議におけるサービス事業者などとの連携方法を学ぶ。
	「施設介護支援」演習	6.5 H	作成した施設ケアプランを持ち寄り、相互に意見交換しながら、生活の質の向上及び継続性、在宅復帰の可能性等の施設特有の課題分析と施設ケアプランの作成に習熟する。モニタリング、再アセスメント、施設ケアプラン変更の過程を学ぶ。施設における職種間の連携方法、施設外の資源の活用と連携方法を学ぶ。グループ事例検討の方法を学ぶ。

「居宅介護支援」演習・「施設介護支援」演習で、使用します事例につきましては、受講決定通知書送付時に提供内容の詳細・様式等についてお知らせいたします。

※更新研修後期と現任の専門研修課程Ⅱは一緒に受講することとなります。

## 7. 受講料及び納入方法

### (1) 受講料

更新研修 8,000円  
(※受講料は、県条例に規定されている金額です。)

### (2) 納付方法

受講決定通知書(申込受付後に発送)がお手元に届きましたら、同封されている振込用紙で指定銀行にて受講決定通知書に記載されている期日まで納付してください。その時に発生する金融機関への振込み手数料は、別途本人負担となります。

※納付が期日まで間に合わない場合は事務局までご連絡ください。

### (3) 一度お振込みいただいた受講料は返金できませんのでご了承ください。

### (4) 振込み受領証は、本人の控えになります。当財団からは領収書は発行しませんので、大切に保管してください。(研修日の違いにより、振込みの期日指定日が異なりますのでご注意ください)

## 8. 受講申し込み

### (1) 別紙受講申込書に必要事項をご記入の上、5月7日(木)までに、郵送もしくはご持参により申し込んでください。(受講決定通知書を送付いたしますので、期限厳守でお願いいたします。)なお、お申し込みの際は、必ず、**介護支援専門員証の写しを添付**してください。

### (2) 現在介護支援専門員の実務に従事している、または、従事していた経験がある方で、介護支援専門員証の更新に必要とされる研修をまだ修了されていない方は、更新研修(実務経験者)後期又は専門研修課程Ⅱを修了していただくことになります。

①初回更新を実務経験者の研修を修了し、**現在実務に従事している方で、初回更新後の最新の有効期間内に実務経験が3年以上有るが、専門研修課程Ⅱを受講していない。**

⇒ 「専門研修課程Ⅱ」を受講してください

専門研修課程Ⅱの申込書をご使用ください。実務経験証明書を事業所から証明していただき申込時に提出してください。

②初回更新を実務経験者の研修を修了し、**実務に従事した経験を有するが、現在実務に従事していない方、もしくは従事しているが実務経験が3年未満の方。**

⇒ 「更新研修(実務経験者)(3日間)」を受講してください。

更新研修(実務経験者)の申込書をご使用ください。

③初回更新を実務経験者の研修を修了し、**初回更新後の最新の有効期間内に実務経験が3年以上で、すでに専門研修課程Ⅱ(平成25年度以降)を受講修了している方。**

⇒ 更新研修(実務経験者)の当該部分(更新研修後期)の受講が免除となりますので、更新研修の受講の必要はありません。介護支援専門員証の更新の申請を速やかに行ってください。

### (3) 受講者の人数により受講日の希望に添えない場合もありますので予めご了承ください。(受講日の変更をお願いする場合には、事務局より、5月12日(火)までにご連絡を申し上げますので、ご連絡のない場合は、希望通りに受講できますので、ご承知おきください)

### (4) なお、受講につきましては、「受講決定通知書」と「振込用紙」を、お送りいたしますので、「受講決定通知書」は、受講時にご持参ください。

### (5) 実務経験者は介護支援専門員証の有効期間内に専門研修課程Ⅱもしくは、更新研修(実務経験者)の後期研修を修了しなければ介護支援専門員証の更新並びに交付の申請をすることができませんので、ご注意ください。

## 9. その他

- (1) 更新研修を修了された方には、修了証明書を発行いたします。
- (2) 研修日に遅刻、早退又は欠席をした場合は、修了できませんので、十分注意してください。
- (3) 初回更新後の有効期間内の専門研修課程Ⅱ、もしくは更新研修（実務経験者）の全課程を修了された方は、有効期間満了日までに速やかに**介護支援専門員証の更新の申請及び交付を秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班**で行って下さい。（手続きにつきましては、秋田県庁のホームページ美の国あきたネットに掲載されております。）
- (4) 日程・内容・会場等については要綱と一部変更する場合がありますがご了承ください。なお、変更があった場合は、受講決定通知の際に改めてお知らせいたします。
- (5) 昼食は各自準備してください。（エリア内でのレストランでもお弁当の注文を当日受付けております）
- (6) 駐車場については、駐車台数が限られる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 研修時間中は、電話等による呼び出しには応じられません。
- (8) 中央シルバーエリアの開館時間は、8時30分からとなります
- (9) 申込み先・連絡先

〒010-1412

秋田県秋田市御所野下堤5丁目1-1（中央シルバーエリア内）

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団（LL財団）

TEL 018-829-3666

FAX 018-829-2770

メール [LL@akita-longlife.com](mailto:LL@akita-longlife.com)

## 介護支援専門員の「実務経験」とは

介護支援専門員の実務経験とは、次の事業所又は施設において、介護支援専門員としてケアプランの作成等に従事していたことをいいます。ケアプランの作成を下記の対象の事業所において行ったことがあれば、実務経験者として認められます。

また、居宅介護支援事業所の管理者も、実務経験者として認められますが、単に要介護認定のための認定調査や利用者・サービス提供事業者との連絡調整業務のみに従事しているような場合は、実務経験とは認められません。

ただし、有効期間満了日後も実務に就く予定のない等で更新を希望されない方は、更新研修を受講する必要はありません。有効期間満了日まで更新研修を受講されていない場合でも、再研修を受講し、介護支援専門員証の交付を受けることで、実務に就くことができます。ただし、交付を受ける前に実務に就きますと登録が取り消されますのでご注意ください。

対象事業所	
1	居宅介護支援事業所
2	特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
3	小規模多機能型居宅介護事業所(看護小規模多機能型居宅介護(旧:複合型サービス)を含む)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
4	介護保険施設
5	介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
6	介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
7	介護予防支援事業者
8	地域包括支援センター

介護支援専門員の更新研修についてのQ & A	
Q 1	介護支援専門員証の更新を行わないと介護支援専門員として仕事はできなくなるのですか。また、資格はどうなりますか？
A 1	介護支援専門員として仕事をするには、『介護支援専門員証』の交付を受けたものとされており、介護支援専門員証は、有効期間が5年間であり、更新が必要です。したがって介護支援専門員証の更新を行わず、有効期間満了日が過ぎると介護支援専門員としての業務ができなくなります。 しかし、一度登録した介護支援専門員の資格は、消除されない限り、なくなることはありません。したがって介護支援専門員証の有効期間の更新をしなくても、介護支援専門員の登録は継続されており、再研修を受講し、再研修修了後、介護支援専門員証の交付申請を行い、新たな有効期限の介護支援専門員証の交付を受けることで、実務に就くことができます。ただし、交付を受ける前に実務に就きますと登録が消除されますのでご注意ください。
Q 2	居宅介護支援事業所の管理者で、管理業務だけを行っていますが、介護支援専門員の実務になりますか？
A 2	居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員でなければならず、管理者の業務は、介護支援専門員の実務に該当します。(ケアプランを作成していない場合でも、介護支援専門員の業務に従事しているものとみなされます)
Q 3	居宅介護支援事業所の管理者は、管理者の業務専任であっても、介護支援専門員証の有効期間を更新しなければいけませんか？
A 3	居宅介護支援事業所の管理者の業務は、介護支援専門員の実務に当たるため、介護支援専門員の実務に就くには、介護支援専門員証の有効期間が切れていないことが必要ですので、必ず、有効期間を更新しなければいけません。
Q 4	実務経験がありますが、研修期間が短い実務経験未経験者の研修を受けたいのですが可能ですでしょうか？
A 4	実務経験期間の多寡を問わず実務経験者は、実務未経験者の更新研修の受講はできません。したがって実務経験者の更新研修を受講して下さい。実務未経験者の更新研修を受講されても受講対象外なので研修は無効となり介護支援専門員証の更新の申請ができなくなりますのでご注意ください。

<b>介護支援専門員の更新研修についてのQ &amp; A</b>	
<b>Q 5</b>	B県に登録されています。現在は秋田県で介護支援専門員としての業務は行っていませんが、今後、秋田県で介護支援専門員として働く予定ですが、どのような届出をどこにしたら良いのでしょうか？
<b>A 5</b>	介護支援専門員証はそのままどこでも通用しますが、住所や氏名等の変更が生じる場合は、所定の手続きをB県（登録されている都道府県）にさせていただく必要があります。また、秋田県に登録の移転をすることもできます（登録移転を希望される場合は、秋田県長寿社会課にお問い合わせください）
<b>Q 6</b>	登録事項や、専門員証の記載事項に変更が生じた場合（氏名・住所の変更）、どうすればいいですか。
<b>A 6</b>	登録事項に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届出るとともに専門員証の書換交付申請をしなければいけません。
<b>Q 7</b>	登録番号と有効期間を教えてください。
<b>A 7</b>	介護支援専門員証をご確認ください。

## 2回目以降の更新対象者(No1)

平成27年度介護支援専門員更新研修（実務経験者）専用

受付番号

### 受講申込書

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団 理事長 あて

記入日 27年 月 日

1. 介護支援専門員証の更新について該当するものにチェックして下さい。

介護支援専門員証の更新	チェック
① 一度も更新していない	<input type="checkbox"/>
② 再研修又は実務未経験者の更新研修を修了して更新した	<input type="checkbox"/>
③ 専門研修課程Ⅰ・Ⅱ又は実務経験者の更新研修を修了して更新した	<input type="checkbox"/>
④ ②③でチェックを入れた方へ→何年度に更新されましたか？	年度

2. 申込者について全てご記入下さい。

1. 申込者（受講希望者本人が記入して下さい）												
申込者	フリガナ			生年月日	昭和			年		月 日		
	氏名	(姓)	(名)		平成		年		月 日			
	介護支援専門員登録番号							秋田県以外の登録の場合登録都道府県を記入		※該当者のみ		
	有効期間満了日	年		月		日		で満了となります。				
	現住所	(〒 - ) 秋田県										
自宅TEL							携帯番号 (ある方のみ)					
現勤務先	事業所番号									事業所コード (留意事項を参照)		
	所属	(法人名)				(事業所名)						
	所在地	(〒 - ) 秋田県										
	TEL	( )				FAX		( )				
日中確実に連絡のとれる番号を記入して下さい												

2. 実務従事状況と経験年数についてご記入下さい。

最新の有効期間において、介護支援専門員業務に従事して、経験年数は研修開催前日までに、通算何年になりますか？（産休・育休・病欠等は除く）	約 年 か月
---	--------

【個人情報について】この申込書の情報は研修の目的を達成する範囲以外には使用しません。この研修の目的に沿い、介護の保険制度の円滑な運営のため、介護支援専門員更新研修の名簿登録・研修運営及び修了証明書発行業務以外の目的に使用することはありません。但し、研修修了者情報については秋田県に提供されますので、ご承知おきください。

#### 事業所コード一覧

業種	コード	業種	コード	業種	コード	業種	コード
居宅介護支援事業所	01	小規模多機能型居宅介護事業所	02	認知症対応型共同生活介護	03	地域包括支援センター	04
介護老人福祉施設	05	地域密着型特定施設入居者生活介護	06	地域密着型介護老人福祉施設	07	介護療養型医療施設	08
介護老人保健施設	09	特定施設入居者生活介護	10	その他	11		

希望する研修日を選択して下さい。

## 2回目以降の更新対象者(NO2)

3. 研修日程の中から希望する組とプランのコースを選択して記号で記入して下さい。						※身体障害等による受講時における配慮の有無を記入してください。  1. 不要 2. 必要 (内容)
組	希望する研修日程の組を選択して該当箇所に○印をご記入下さい	居室→予防プランか介護プランどちらか1つを選択、 施設→施設プランを選択 1・2・3の番号をご記入下さい				
1組	平成27年 6月18日(木) 6月19日(金) 6月20日(土)	居室	介護プラン	1		
			予防プラン	2		
		施設プラン		3		
2組	平成27年 7月30日(木) 7月31日(金) 8月1日(土)	居室	介護プラン	1		
			予防プラン	2		
		施設プラン		3		
3組	平成27年 8月27日(木) 8月28日(金) 8月29日(土)	居室	介護プラン	1		
			予防プラン	2		
		施設プラン		3		
4組	平成27年 9月18日(金) 9月19日(土) 9月20日(日)	居室	介護プラン	1		
			予防プラン	2		
		施設プラン		3		

### 4. 過去の資格更新実績 (どちらかに○をつけてください)

有 (更新年: 平成      年) ⇒ 有の方のみお答え下さい。  
 無

前回の更新の際に受講された研修に✓を入れて下さい。  
 専門研修課程Ⅰ・Ⅱまたは、実務経験者向けの更新研修  
 実務未経験者向けの更新研修または、再研修

**本申込書に記載した事項に間違いはありませんので、  
介護支援専門員更新研修(実務経験者)に申し込みます。**

平成27年      月      日

署名 印

※ 申込の際は、介護支援専門員証の写しを必ず添付してください。

【個人情報について】この申込書の情報は研修の目的を達成する範囲以外には使用しません。この研修の目的に沿い、介護の保険制度の円滑な運営のため、介護支援専門員更新研修の名簿登録・研修運営及び修了証明書発行業務以外の目的に使用することはありません。但し、研修修了者情報については秋田県に提供されますので、ご承知おきください。

※受講申込書は、NO1・NO2となりますので、お一人ずつ2枚綴りをお願いいたします。



# 申込時の留意事項

2回目以降の更新対象者

平成27年度介護支援専門員更新研修（実務経験者）専用

## 受講申込書

受付番号

こちらには、何も記載しないでください。

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団 理事長 あて

記入日 27年 月 日

1. 介護支援専門員証の更新について該当するものにチェックして下さい。

介護支援専門員証の更新	チェック
① 一度も更新していない	<input type="checkbox"/>
② 再研修又は実務未経験者の更新研修を修了して更新した	<input type="checkbox"/>
③ 専門研修課程Ⅰ・Ⅱ又は実務経験者の更新研修を修了して更新した	<input type="checkbox"/>
④ ②③でチェックを入れた方へ何年度に更新されましたか？	年度

①②に該当する場合は、『初回更新』と同様の取り扱いになりますので、別途開催要綱の記載事項をご確認の上お申し込み下さい。

2. 申込者について全てご記入下さい。

**1. 申込者（受講希望者本人が記入して下さい）**

フリガナ \_\_\_\_\_ 昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名 (姓) \_\_\_\_\_ (名) \_\_\_\_\_

介護支援専門員登録番号 \_\_\_\_\_ 秋田県以外の登録の場合 ※該当者のみ合登録都道府県を記入

有効期間満了日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 で満了となります。

現住所 (〒 \_\_\_\_\_) 秋田県 \_\_\_\_\_

自宅TEL \_\_\_\_\_ (ある方のみ)

事業所番号 \_\_\_\_\_ 事業所コード \_\_\_\_\_ (留意事項を参照)

所属 (法人名) \_\_\_\_\_ (事業所名) \_\_\_\_\_

所在地 (〒 \_\_\_\_\_) 秋田県 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ 日中確実に連絡のとれる番号を記入して下さい FAX \_\_\_\_\_

住民票に登録されている漢字で、氏名をご記入下さい。

現在勤務されていない場合は、空欄でも可

事業所コード一覧から、上記の所属先の事業所コードを選択して番号でご記入下さい。介護保険事業所番号がない場合は、その他の11番をご記入下さい。

**2. 実務従事状況と経験年数についてご記入下さい。**

最新の有効期間において、介護支援専門員業務に従事して、経験年数は研修開催前日までで、通算何年になりますか？（産休・育休・病欠等は除く） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

最新の有効期間内での通算の経験期間です。これまでの通算の実務経験期間ではありませんので、ご注意ください（5年以上の実務経験期間が記載されることは、ありません）。また、居宅支援事業所の管理者としての実務経験も該当します。（産休・育休・病欠等は実務経験期間に含まれません）

【個人情報について】この申込書の情報は研修の目的を達成する範囲以外には使用しません。この研修の目的に沿い、介護の保険制度の円滑な運営のため、介護支援専門員更新研修の名簿登録・研修運営及び修了証明書発行業務以外の目的に使用することはありません。但し、研修修了者情報については秋田県に提供されますので、ご承知おきください。

事業所コード一覧

業種	コード	業種	コード	業種	コード	業種	コード
居宅介護支援事業所	01	小規模多機能型居宅介護支援事業所	02	認知症対応型共同生活介護	03	地域包括支援センター	04
介護老人福祉施設	05	地域密着型特定施設入居者生活介護	06	地域密着型介護老人福祉施設	07	介護療養型医療施設	08
介護老人保健施設	09	特定施設入居者生活介護	10	その他	11		

希望する研修日を選択して下さい。

2回目以降の更新対象者

**3. 研修日程の中から希望コースを選択して記号で記入して下さい。**

組	希望する研修日程の組を選択して該当箇所に○印をご記入下さい	居宅→予防プランか介護プランどちらか1つを選択、施設→施設プランを選択 1・2・3の番号をご記入下さい	身体の不調等による受講時における配慮の有無を記入してください。 1. 不要 2. 必要 (内容)
1組	平成27年 6月18日(木)	居宅 介護プラン 1	
	6月19日(金)	居宅 予防プラン 2	
	6月20日(土)	施設プラン 3	
2組	平成27年 7月30日(木)	居宅 介護プラン 1	
	7月31日(金)	居宅 予防プラン 2	
	8月1日(土)	施設プラン 3	
3組	平成27年 8月27日(木)	居宅 介護プラン 1	
	8月28日(金)	居宅 予防プラン 2	
	8月29日(土)	施設プラン 3	
4組	平成27年 9月18日(木)	居宅 介護プラン 1	
	9月19日(金)	居宅 予防プラン 2	
	9月20日(土)	施設プラン 3	

居宅を選択した場合は、さらに介護プランか予防プランかを選択して、番号でご記入下さい。

※障害以外でも、何らかの配慮を希望される場合も、ご記入ください。

**4. 過去の資格更新実績（どちらかに○をつけてください）**

有（更新年：平成 \_\_\_\_\_ 年） \_\_\_\_\_

無 \_\_\_\_\_

有の方のみ  
前回の更新の際に受講された研修に✓を入れて下さい。  
 専門研修課程Ⅰ・Ⅱまたは、実務経験者向けの更新研修  
 実務未経験者向けの更新研修または、再研修

本申込書に記載した事項に間違いはありませんので、  
介護支援専門員更新研修（実務経験者）に申し込みます。

平成27年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 申込の際は、介護支援専門員証の写しを必ず添付してください。

申込年月日と署名・捺印を必ず、お願いします！

【個人情報について】この申込書の情報は研修の目的を達成する範囲以外には使用しません。この研修の目的に沿い、介護の保険制度の円滑な運営のため、介護支援専門員更新研修の名簿登録・研修運営及び修了証明書発行業務以外の目的に使用することはありません。但し、研修修了者情報については秋田県に提供されますので、ご承知おきください。

- 申込書を送る前に必ずチェックして下さい
- 介護支援専門員証（写）を添付しましたか？
- 記入漏れはありますか？
- ハンコは押されていますか？

申込・問合せ先

〒010-1412

秋田市御所野下堤5丁目1-1

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団（LL財団）

介護支援専門員養成事業担当 山谷・船木

TEL 018-829-3666

FAX 018-829-2770

e-mail LL@akita-longlife.com